

議案第 1 2 号

日野町特別医療費助成条例の一部改正について

日野町特別医療費助成条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 3 月 7 日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町特別医療費助成条例の改正が必要な理由と概要

1 改正理由と内容

平成30年4月1日より、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行され「住所地特例」の規定が見直される。

国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。

条例第2条第1項第1号及び第3号に規定する住所地特例対象者に国民健康保険法の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者を含める。

<見直し案>



<参考：現行(再掲)>



平成30年4月1日施行の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、自立支援医療について引用する条項が変更となる。

条例第3条第2項の規定により引用している条項「第5条第22項」を「第5条24項」に改正する。

2 附則

平成30年4月1日から施行する。

日野町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

日野町特別医療費助成条例（昭和48年日野町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 日野町内に住所を有する者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の規定により同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項(同法第55条の2第2項において準用する場合を含む。))又は第2項の規定により、同項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 日野町に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項(同法第55条の2第2項において準用する場合を含む。))又は第2項の規定により、同法第48条の規定に基づき設置された鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者</p> <p>2及び3 略</p> <p>(助成) 第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第24項に規定する自立支援医療(以下「自立支援医療」という。))の対象とな</p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 日野町内に住所を有する者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条又は第116条の2第1項若しくは第2項の規定により同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項又は第2項の規定により、同項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者を除く。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 日野町に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項又は第2項の規定により、同法第48条の規定に基づき設置された鳥取県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者</p> <p>2及び3 略</p> <p>(助成) 第3条 略</p> <p>2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者のうち、次のいずれかに該当するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第22項に規定する自立支援医療(以下「自立支援医療」という。))の対象とな</p>

ることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあっては、医療費の全額

ア 略

イ 略

(2)及び(3) 略

ることが明らかであるにもかかわらず、同法第53条第1項の申請をしない者(以下「自立支援医療未申請者」という。)を除く。)にあっては、医療費の全額

ア 略

イ 略

(2)及び(3) 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。